

迷惑防止条例（つきまとい行為等の禁止）の改正イメージ

本改正の趣旨

社会情勢の変化に伴う嫌がらせ行為の多様化・悪質化に対応するため、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和39年千葉県条例第31号。）第11条に規制対象となる行為を追加するとともに、規定の整備を行います。

